

発展を目指す企業家のための経営指南役

No.508

平成21年 3月 9日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

人 事

「ノー残業デー」をユニークに実践 効果は業務効率化のみならず

08年の秋、日本経団連は「11月第3水曜日を『ノー残業デー』にしよう」と呼びかけたが、この大不況では、今はむなしく聞こえる。過重労働に対する過労死防止や子育て支援(少子化対策)、仕事と家庭の両立(ワークライフバランス=WLB)を図ろうという国の施策も、好景気だからこそ納得がいった。

WLBの中でも「ノー残業デー」は最も従業員個々の意識や能力に係る要素が強い。部・課などのチームワークやリーダーの能力も問われる。本来これは、景況に関係なく労使が一体となってやるべき業務改善の一環であるはずの課題である。

「ノー残業デー」成功例でコンビニ(ベビー用品)は、会議は時間30分以内、午後6時以降はやらない。繁閑の差が大きい商品開発部門などは、年間スケジュールを見直し、業務量を平準化した。フジスタッフ(人材派遣会社)は「自己申告制」にした。自分のパソコン画面の上部に「本日残業デー」とか「本日シフト勤務」と書いた小さなボードを掲示する。会社全体がシフト勤務制に変わった機会に「自己表明」するユニークさ。また会議は全員立ったままで行う企業も増え、無駄話がなくなる効果が出た。

「ノー残業デー」は今や水曜日だけのものではなくなくなった。まして不況の逆風の中、自社の事業再構築のために何ができるか、自己能力を見直し練磨する機会に使うのもWLBの有効活用かもしれない。

税務会計

増加する地方税でのコンビニ納税 42都道府県、251市区町村で実施

コンビニ納税は、自動車税などの納付をコンビニエンスストアで行える制度のことを指す。2003年度税制改正で地方税の納税に関する規制が緩和され、自治体が収納委託をしたコンビニなどでの納税が可能となった。総務省がこのほどまとめた地方税の収納・徴収対策に関する調査結果によると、2008年7月1日現在、41都道府県、251市区町村でコンビニ納税を実施していることが分かった。

昨年7月時点でコンビニ納税を実施していない都道府県は、青森、山形、石川、山口、徳島、高知の6県だったが、青森県は今年1月に導入しており、同県を加えると現在42都道府県で実施していることになる。また、徳島県と高知県は2009年度、山形県も2010年度を目途にコンビニ納税を導入する予定だ。対象税目では、42都道府県すべてで自動車税が、251市区町村のうち246自治体で軽自動車税が納付できるようになる。

コンビニ納税のメリットとして挙げられることには、納税者の利便性を高め、収益率が向上することや、地方自治体の財政難の原因の一つとなっている、納税業務の一部を外部委託することによって支出の削減ができることなどがある。

一方で、課題として、初期投資にかかる費用が大きくなる、他の収納手段より手数料が高額になる、コンビニがない、もしくは少ない場所がある、取扱い金額に30万円までという上限が設定されている、などの事項が指摘されている。

今週のキーワード

ノー残業デー

ノー残業デーの効果は6つ。労働時間短縮効果(国際公約の年間1,800時間に抑えるためにも、週1回、1時間労働時間を減らすと年間で50時間以上減少)、メンタルヘルス効果(過重労働を避けリフレッシュ)、作業能率向上効果、省エネ効果、地域経済活性化効果(毎週、水曜日だけでも帰宅を早めるか、街に繰り出すか、で家庭や街ににぎわいをもたらす。不況で“花の日”は消えつつあるが、家族団欒は復活との見方も)。WLB効果。